

△総務局関係

午前10時00分再開

◆（加納委員） それでは、よろしくお願い申し上げます。

委員長、質問の中でスライドを使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆（加納委員） 私も、爆破予告の事件の対応について御質問させていただきたいと思います。

まず、スライドを見ていただきたいと思います。（資料を表示）これは一連の対応経過について時系列でまとめた資料です。実はここに来るまでに3回か4回書き直してもらいました。当初私たち議員にいただいた説明資料はこんなものではなかったです。本当に虫食いだらけでよくわからなかった。そこで、議論の中でやっとここまで精査していただきました。対応経過を確認していく中で、対応方針を決定するまでのスピード感の欠如や市民や職員に対する情報提供の不足などが幾つか課題であると感じました。そのことはもう事前に言ってありますけれども。

そこで、今回の爆破予告の対応における課題について危機管理室長に伺います。

◎（中山危機管理室長） 爆破予告などの緊急事態の一般的な対応につきましては、横浜市緊急事態等対処計画に規定しています。しかし、実際に起こる緊急事態にはさまざまなバリエーションがありますし、これらに応じて適切に対応して、また、どの段階でどのような広報をしていくのか、そういうことを判断するのは大変難しい問題だと思っています。今回、広報につきましては、他都市においても対応がさまざまでしたので、委員御指摘の部分を含め、今後、本市の対応を検証していく必要があると考えております。

◆（加納委員） それでは、今回の爆破予告は多くの都市に、今、室長がお話しされたように既に送付されて、マスコミでも発信されてしまっていると。そういう中で、県内で同様の事例が報道されていますけれども、そこで、県内の他都市の対応状況について危機管理部長にお尋ねします。

◎（松原危機管理部長） 神奈川県に確認をいたしましたところ、本市を含め、相模原市、厚木市、伊勢原市、座間市の計5つの市で爆破予告がされたということでございました。これをもとに各都市に直接対応状況を確認したところ、爆破予告当日は、全ての市が警察の協力を得て警戒活動を実施しております。また、市民広報につきましては、本市及び座間市は行いませんでしたが、相模原市、厚木市及び伊勢原市が実施をし、さらに、厚木市及び伊勢原市では、爆破予告時刻の前後に一時庁舎を閉鎖し、来庁者を避難させたと聞いております。

◆（加納委員） 大変難しい対応だったと思うのですが、他都市はそういう状況です。

そして、今回の事例は大きく報道されたため、横浜市にも爆破予告があったことを多くの市民や職員も知ることになりました。不安に思った市民から問い合わせを受けた部署もあったかもしれませんが、私は、そういったことからすると、少なくとも職員に対してはしっかりと情報提供すべきだったと思っています。今回はテロ事件に当たらないということで、危機管理室が中心に対応方針を検討したとのことですが、しかし、このような危機事案への対応については、関係局の職員がすぐに参集して終始検討できる体制づくりが必要だと思っておりますけれども、今回の対応を踏まえ、課題解決に向けた今後の取り組みについて危機管理監にお伺いいたします。

◎（立花危機管理監） 今回は結果として市内に大きな混乱がなかったと。加賀町署と連携して体制をとったとい

うことで円滑に対応できたと思いますが、ただし、いつも同じ対応が有効だとは思っておりません。そうは限りません。今後、事件の内容によっては、すぐに広報して、場合によっては閉庁などの対応をとる事態もあり得るでしょう。今回はそうしなかつただけなわけですが、理由は、先ほども遊佐委員からもお話がありましたけれども、場合によっては、大騒ぎすれば犯人を喜ばせるだけ、あるいは模倣犯も出かねない。あるいは市民サービスにも支障を来す場合がある。これはケース・バイ・ケースで、内容によると思います。ですから、どういう内容で、どういう事態であればどうするか、その都度警察のいろいろな知見も得ながら検討していくべき問題だと考えております。今回の対応については、結果的に無事に済んだにすぎませんので、今後、今おっしゃったような職員への周知のあり方ですとか、そういうことを十分に検討しながら次に備えたいと思います。

大切なことは、きちんと状況把握をして、冷静沈着に対応して、しかし、内部では最大限の警戒体制、警備体制をとるといふことだと思っております。今回も既に犯人が出頭したという情報を得てからも、当日までは気を抜けないということで、加賀町署も、制服、私服の警察職員を十数人配置をしていただきました。配備をして周辺の警戒に当たっていただいたということは申し添えておきたいと思っております。

◆（加納委員） 危機管理監、今の御答弁で、犯人は特定されたのですか。

◎（立花危機管理監） 今捜査中と聞いております。

◆（加納委員） だから、捜査中なのですよ。犯人が特定はされていないのです。

それで、このスライドを実はもう一枚分けました。危機管理監、お尋ねするのだけれども、この表をつくるのに3回4回実はかかっているのです。その流れの中で、実は2月18日の8時半に広聴相談課から総務局管理課へ投稿の連絡が行って、管理課から総務課に相談があったと。それで、9時40分には管理課が加賀町警察に行つたと書いてある。普通だと、緊急対策課も行かなければいけないのではないのと言つたら、常任委員会の準備でちょうど忙しい時間帯だったので、こういうお話だったので。本来行くべきではないのと言つたら、余り言ってしまうと担当の人がかわいそうだから、本来行くべきだったのでないですか。

◎（立花危機管理監） 一緒に行くのが一番よかったと思います。ただ、これとは別に、危機管理室のほうでも、別ルートでいろいろ警察とは情報交換をしたり調整をしたりしております。

◆（加納委員） そういう情報は全く私には教えていただけませんでしたよ。それは全くしていなかったという状況の中で管理課が既に行ってしまったという形で聞いています。それから、8時半から9時40分の間に副局長や局長まで連絡が行って、さらには10時ごろには危機管理監のほうに情報が行っていますよね。その後、13時まで危機管理監がこの経緯、経過の中に出てこないのですけれども、その間どうされていたのですか。

◎（立花危機管理監） 私が聞いたのは、このお示しの表で言いますと、9時40分ぐらい、総務課から緊急対策課へ来て、脅迫の文面も見ましたけれども、既に管理課が加賀町署のほうへ行っているということは聞いております。こういうことは現場の判断で迅速にやるべきだと思いますので、すぐに行つたということは私はよかったと思っております。

先ほども申し上げましたように、危機管理の基本というのは、あくまでも情報収集と状況把握がベースにあつて、その上で冷静沈着に対応するといふことが大事だと思いますので、あれを見た時点で、前の例もありまして、いたずらの可能性が高いなと思つたけれども、警察署のいろいろな情報、もっと情報を持っているでしょうから、そういう情報も含めて、戻つたら検討するとしておりました。その間何をしていたかということですが、私自身は、前のいろいろな事例をひっくり返してみたりとか、同様の件もありましたし、あるいはインターネットで他都市にそういうものがないかといふのを調べたりとか、それから戻つてきた場合にどういふふうに表示するか、

何をどういうふうにするにすればいいか、どういう体制をとればいいのかということを自分自身の頭のなかでシミュレーションしておりました。

◆（加納委員） それから表に 11 時から管理課と緊急対策課が対応を協議して、11 時 45 分に危機管理室長と危機管理部長で対応を協議したと。これは常任委員会が終わってからですよ。終わってすぐ連絡をとったら、あそこで協議して、普通ならそこから危機管理監を含めて検討に入るのだけれども、今回の表を見ると、飯を食ってから、食事してから 13 時の時間帯でセットされているのです。これは僕はおかしいのではないのと言ったら、いや、常任委員会があったし、食事の時間もありますのでというような形の御説明でしたよ。今、危機管理監が言っている答弁といわゆる時系列に書いてある 13 時からの検討、その食い違いについては御説明ください。

◎（立花危機管理監） 食い違っているとは思わないのですけれども、実際には 13 時から危機管理監室で始まっているわけです。その間職員は資料をつくっていたでしょうし、お昼を食べられないほどの今回はそんなせっぱ詰まった時間的な状況ではなかったです。お昼を食べながら、あるいは資料をつくっていた者もいたと思います。特に問題はなかったと思っております。

◆（加納委員） でも、この資料を見ると、13 時から皆さん方の会合、協議で対応の方針を決定したのです。それまでは信憑性が低いとか高いとかということは一切ないのです。13 時からの会合で、協議で信憑性について判断したのでしょう。

◎（立花危機管理監） おっしゃるとおりでございます。

◆（加納委員） したがって、食事をしてから協議をするということよりか、むしろ速やかに協議に入るべきだったのではないかとことを僕は申し上げます。

次に、各区役所に問い合わせしてみたら、区役所も今回の件を誰も知らない。個人個人はニュースやテレビやいろいろなことで知っていた。知っていたけれども、その指示が出ていないから、言っているのか、聞いていいのか、見ていいのかわからないという中で、全く何も動いていないというのを数カ所の区役所に確認しました。もちろん区役所にいる危機管理担当も。みんな悩んでいましたよ。もし市民の方が、区民の方があのニュースを聞いてきたときにどう答えたらいいのかということを誰も教えないし、誰も指示がないし、そのことが議論になっていないという現状があった。

そういうことからすると、やはり僕は、ある一定の関係者まで情報共有すべきだったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎（立花危機管理監） 今回は事案の中身をいろいろ検討して、とにかく各局への周知、それから各局でそれぞれ警備をしてもらい、これにとどめました。ただ、おっしゃるように、区までちゃんと知らせておくべきだったのではないかとというのは、今後やはり検討、検証していくべき問題かもしれません。それは今後次に生かせるように改めて検証していきたいと思っております。

◆（加納委員） 今のやりとりで、この表の一番上にある投稿内容、横浜市役所の施設内に複数の爆弾、横浜市役所の施設内というのはこのことを指しているのかどうかというのは本当はわからないのです。でも、このことと断定して、ここに関係する局の方たちに情報を流しただけ、そうですね。それから、2月24日という時間が設定されているので、まだ時間があるなという、いわゆる流れの中で物事が進んでいるからスピード感がない。というふうに担当者に聞いたら、ほぼ私と同じ意見でした。問題は、自分たちが自分たちの場所を設定して、時間も、犯人というのかな、投稿者の意に沿った時間の設定の中で物事が進んでしまったのです。いかがでしょうか。

◎（立花危機管理監） いわゆる相手、犯人の指定しているのは24日です。6日ありました。だから、6日後だろう、そんなふうには思っていませんよ。その間にだってもちろんあるかもしれませんが。ただ、先ほど言いましたように、状況を把握してからでないと、情報も何もわからなくて闇雲に動くというのは最悪だと思いますので、私はそういう意味での時間の経過というのは仕方がなかったと思いますし、それから今おっしゃった区役所もあるではないかということですが、これは文面からして、広げれば際限がないと思います。区役所もある。いろいろな施設もありますから、これは内容からして、そこまでやる必要はないだろうというのは私自身が判断しました。とりあえず市庁舎を中心に警備をすると判断いたしました。

◆（加納委員） この判断が正しかったかどうかというのをきちんと検証していただきたい。職員には、いわゆる職員サービス規定だとか、職員行動基準だとか、危機管理の指針だとか、国民保護計画に職員の立場が載ったり、緊急対処計画にもちゃんと危機に対してどうするかというのは載っているわけですから、そういった部分では、やはり現場の職員たちは、僕が聞く限り、不安だったし不満だったですよ。

副市長、今のやりとりを聞いていただいて、御見解を。

◎（渡辺副市長） 私も当日の夕方報告を受けましたけれども、委員おっしゃるとおり、2月24日ということで、6日間あるということが頭にあって対応が遅くなったとすれば、それは今後慎まなければならないと思っています。こういうような予告があった以上、その後、要するに悪意の犯人であるという前提に立てば、いつ爆破してもおかしくはないということなものですから、少なくともそれ以降は決して手を緩めることなく、事前も、それから当日、時間を過ぎてしばらくたった後も警備を続けたということとはございます。したがって、これは教訓にして、より一層のスピーディーな対応をしていきたいと思っております。

それから、内部への情報連絡とか、どの範囲で警戒等をするかということについては、一部の北関東の市役所では、全ての学校を当日休校にする。全ての市民利用施設を閉館するというような対応もございました。しかし、それについては、午前中を含めてる御説明しましたような判断で、そこまではいたしませんでしたが、市の内部については、やはり情報共有をすべきだったという面もあろうかと思っておりますので、そこも今回のことをよしとしないで、対応の経過を検証して今後に生かしていきたいと思っております。

◆（加納委員） スピード感も含めて、どう時系列的に追っても、危機管理の欠如としか思えない節があるのです。ですから、逆に心配なので、どうかこのことを検証していただいて次につなげていただきたいと思っております。

次に、繁華街安心カメラ運用事業についてお伺いいたします。

平成28年度予算に繁華街安心カメラの更新経費が計上されております。繁華街安心カメラは平成18年度に整備を行い、平成19年度より運用開始だと認識しております。

そこで、繁華街安心カメラを設置した経緯について改めて危機管理室長にお伺いいたします。

◎（中山危機管理室長） 本市は、コンベンション都市として、国際会議等のさらなる誘致推進のためには、市民を初め国内外から訪れる皆様に安心して過ごしていただけるよう、都市の安全面の機能を強化することでつけたものでございます。そういう課題解決のために、災害等の緊急事態への対処及び予防に活用することを目的として、市内都心部の主要繁華街である横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺の5地区に繁華街安心カメラを設置いたしました。

◆（加納委員） 実はこの繁華街安心カメラは平成24年度に一部のカメラが運用を停止していたことがあって、そのことをめぐって大きな議論になりました。そこで、改めて、平成24年度の運用の一部停止をめぐるやりとりとはどのようなものなのか、また、そこから何を学んだのか、危機管理監にお伺いいたします。

◎（立花危機管理監） 平成 24 年度、ちょうど 3 年前の話ですけれども、このときは 3・11 が起きて、その後の地震対策を最優先で進めていくということで、予算のやりくりの中で繁華街安心カメラについては 252 台全稼働のための予算が確保できず、やむを得ず平成 24 年 6 月からカメラの一部を停止しております。ただ、その後、この停止に対しては神奈川県警からも動かしてもらえないかという要請をいただきまして、平成 25 年 8 月にカメラ全台を再稼働させることといたしました。それ以後やはり感じていることは、繁華街安心カメラの本来の目的というのは災害状況の把握なのです。ただ、近年、いろいろ犯罪捜査や何かで防犯カメラが非常に役に立っていると。これを使って逮捕に至った事例がたくさんあるわけですし、そういうことですか、あるいは今後のテロ対策などを考えますと、このカメラの役割というのは一層重要になるなと思っております。

◆（加納委員） あの当時、私も常任委員会でさまざま議論しましたよ。たしかカメラが 1% ついていてと思ったら、下に作動中、動いていますよという表記がありながらついていなかったとか、いわゆる社会的にも、我々に対しても裏切り行為のような形が実はあって相当議論になったわけです。ですから、今の経済的な問題も含めますけれども、それでもあの事業を行った以上は、コンプライアンス違反をしないということをしっかり一度確認をしてもらいたいし、今、危機管理監が言ったように、今後あのカメラの運用については幅広く出てきていますから、そういった部分では、しっかりと安全性を担保しながら、正確な運用をしてもらいたいと思います。

繁華街安心カメラは、平成 19 年度の運用開始から平成 27 年度末で丸 9 年を経過し、実はもう部品調達もできなくなっていると聞いています。危機の老朽化によるトラブルも多く発生しているとも聞いております。

そこで、繁華街安心カメラの機器耐用年数とこれまでのトラブルの履歴、現在の稼働状況について危機管理室長にお伺いいたします。

◎（中山危機管理室長） 定められた機器の耐用年数はございませんが、メーカーからの修理用部品の供給可能年数は、委員今おっしゃったように 6 年間ということで、この期間を過ぎると故障した場合の対応に支障を来すということになります。トラブルの履歴ですけれども、記録の残っている平成 24 年度から見ると、平成 24 年度は 2 件、平成 25 年度は 15 件、平成 26 年度は 17 件、平成 27 年度は現在まで 3 件となっております。現在の稼働状況ですが、市内 252 台のカメラについては全台正常に稼働しております。しかし、危機管理センターにある 6 台のモニターのうち 2 台故障しております。このため、モニターで全てのカメラ映像が表示できることには変化ありませんけれども、一括して表示する機能としては、最大で 96 台分から 64 台分になっております。

◆（加納委員） 今の状況からすると、私はむしろ、供給可能年数が 6 年であることなどを含めると、もっと早目にこの更新の手続に入ったほうがよかったのではないかと考えているのです。そこで、現状の課題及び今後の更新時期の考え方について危機管理監にお伺いいたします。

◎（立花危機管理監） 今室長がお答えしましたとおり、繁華街安心カメラはメーカーによって修理用の部品の交換ができない状況です。この手の機械は日進月歩で、こういうふうな事態になることは多いと思うのですけれども、しかし、本来であれば、おっしゃるように早目に一括交換を行うことが望ましいと思います。ただ、本市の財政状況の中で、市全体の中で考えておりますので、なかなかこちらがそう思っても、思うようにならないというのも現状でございます。本市の事業全般を考慮して、優先順位をつけて、まず平成 29 年 5 月にアジア開発銀行総会が開催されますので、その開催予定地であるみなとみらい 21 地区に設置しているカメラを、そこから先に更新していこうと。それからあと 2 年かけて残りを順次交換していく。3 年がかりで交換をしていく予定でおります。更新はできるだけ早めたいと思いますけれども、更新が全部終わるまでの間は、現行の繁華街安心カメラと新しいシステムの繁華街安心カメラを並行して稼働することになります。いずれにしても、252 台のカメラ全て稼働させながら更新を円滑に進めていきたい、このように考えております。

◆（加納委員） 非常に不安定な中でやらざるを得ないというような現状だと思うのです。副市長、大事なこの安心カメラがそのような現状です。それで、39 台今回カメラを買いますけれども、二百十数台はもとのままなのです。こういう状況で今の危機管理監がおっしゃったような今後のスケジュールを考えたときに心配だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎（渡辺副市長） 財政状況のいかんにかかわらず、必ず対応しなければいけない課題はあると思います。ただ、252 台が一部稼働できていない状況であれば、これはもう看過できませんけれども、全て動いているという中で、あとは恐縮ですが、現場のほうの検査の状況や対応状況をぜひ信じていただいて、いよいよ危ないものについてはきちんと交換を急ぐと言っておりますので、ぜひこういう形で進めさせていただくことを御理解いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

◆（加納委員） ありがとうございます。

それでは次に、経営責任職に対するコンプライアンス研修についてお伺いいたします。

まず総務局にコンプライアンス推進室を設置した経緯について改めて局長に伺います。

◎（山隈総務局長） 平成 15 年 7 月、当時の財政局契約部長が請負工事の入札に関する情報を漏えいした競売入札妨害事件が起こり、さらに、平成 18 年、町田市長選立候補のために本市を退職した元区長を送る会の呼びかけに關しまして政治資金規正法違反事件が発生いたしました。これらの事件の反省を踏まえ、再発防止と一日も早い市政の信頼回復に向け、平成 18 年 12 月、当時の行政運営調整局にコンプライアンス推進室を設置しました。

◆（加納委員） そもそもは経営責任職が起こされた事案なのです。そこからスタートしているということです。したがって、経営責任職に対するコンプライアンスの研修の目的、研修は大事だと思いますので、そして過去 3 年間の実施内容、そしてまた、出席率及びその状況をどのように捉えているか、これはコンプライアンス推進室長に伺います。

◎（鈴木コンプライアンス推進室長） 研修の目的でございますが、みずからの行動を振り返るとともに、事件、事故等の適切な対応、さらにその防止に向けた行動につなげること、そしてみずからが率先してコンプライアンスを重視する職場風土を醸成していくことなどがございます。実施内容ですが、平成 25 年度は実施しておりません。平成 26 年度は、環境変化への適応とコンプライアンスというテーマで本市のコンプライアンス外部評価委員に御講演いただきました。平成 27 年度、本年度は、本市における最近の不祥事事件の発生状況について具体的事例を示して説明するとともに、総括コンプライアンス責任者である渡辺副市長より、みずから率先して不祥事防止に取り組むよう強く訴えております。出席率につきましては、平成 26 年度が 89%、平成 27 年度は 86%となっております。経営責任職一人一人がコンプライアンスに基づく組織運営をするために、研修の受講は重要と考えておりますので、欠席者につきましては音声データを配付しておりまして、研修内容を徹底しているところでございます。

◆（加納委員） 今の御答弁で具体的な事例をと、実はこれは私も以前からお伝えしておきました。ほかの都道府県市町村だと他人事になってしまう。したがって、本市の今まで起きた事例、それから新聞やいろいろな形で報道された、そしてまた議会で委員のほうから指摘されたこういった事例をしっかりと入れ込んでもらいたいというようなこともお伝えをしてまいりました。

そこで、経営責任職を対象とした研修については、経営責任職の不祥事事例なども教材とすべきと考えますが、局長にお伺いします。

◎（山隈総務局長） 先ほど御答弁申し上げました政治資金規正法違反事件などの事例につきましては、全職員対象のeラーニング研修において取り上げております。今後も、本市のコンプライアンス推進の原点といたしまして風化させないためにも、随時取り上げてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 実はおっしゃるとおりで、そこで、経営責任職がしっかりやってくれれば、運営責任職やら一般職員もある意味では右倣えなのです。でも、経営責任職のさまざまな不祥事やコンプライアンス違反があつてこういうコンプライアンス推進室もできているし、そこがやはり大きな検証の中身だと思うのです。だから、そこにしっかりと事例も入れていただき、欠席者にはきちんと音声データも渡して必ず研修に参加する、そのことをしっかりと担保していただきたいと思うのです。

そこで、経営責任職のいわゆる分限懲戒審査委員会での懲罰というのですか、なかなか実は難しい。なかなか例が少ない。そのかわり新聞やら委員会での指摘は意外と多いのです。したがって、そういうものもしっかり僕は入れ込んでいただきたいと思っているのですけれども、局長、いかがですか。

◎（山隈総務局長） 新聞等でそういった指摘がされるというのは経営責任職の持つ影響力ですとか、そういったことがあつて、そういうふうに取り上げられることが多くなるのだらうと思いますが、実際に分限懲戒審査委員会ではあくまでもこれは横浜市の懲戒処分の標準例に基づいてどうなのかといったような審査をいたしますので、そこまでに至らないようなケースであっても、社会的影響から新聞等で取り上げられるということから今委員の御指摘のような事態が生じているのではないかと考えています。

◆（加納委員） コンプライアンス批判という観点からは入れるべきだと思います。それで、先ほどの2006年の町田市長選挙に絡む問題もおっしゃっていただきました。報道もありました。それから2008年には市民病院長と元港湾局長が海上保安庁に書類送検もされたというのが新聞報道になっている。それから2011年には青葉区とこども青少年局の子供死亡事例事件でも各種報道されて、これは委員会でも大きく取り上げてきました。それから2011年には放射能汚染された福島産の牛肉を小学生に食べさせてしまったということで、これも大きく報道され、委員会でも指摘されました。それから2012年の6月には、横浜市保健所長のセクハラがあつて、これも報道されたり、それから2013年にはノロウイルスの集団感染、死亡事例があつた後、一報を受けた幹部職員が飲酒をしてまた仕事に戻ったとか、さまざまなことがあるのです。そういったような事例をしっかりと上げて研修を進めていただきたいということを要望しておきます。

次に、喫煙に関する職員の健康管理と勤務時間の公平性について伺います。

平成27年の水道工事委員会において私は職員の健康管理の観点から、勤務中の禁煙について、労働時間との兼ね合いも含めて議論、検討すべきと提案させていただきました。これに対して渡辺副市長からも、きちんと議論をし、是正するよう努めたいとの御回答をいただいております。

そこで、職員が喫煙により離席、席を離れることについてどのように議論をし、取り組まれたのか、その内容を局長に伺います。

◎（山隈総務局長） 今お話がございました昨年3月の水道・交通委員会、交通局関係審査における加納委員の御指摘を踏まえまして、昨年4月の各区局コンプライアンス推進員会議におきまして、まず1つ目として喫煙による離席の回数や時間をできるだけ減らすよう注意喚起すること、2つ目として、喫煙は健康を損なう大きな要因であり、受動喫煙により周囲の人にも影響を与えることから、職員健康課で行っている禁煙支援について喫煙者に利用を勧めること、この2点について伝えまして、各区局課長会等を通じて周知いたしました。

◆（加納委員） 今、職員の喫煙については、いわゆる各都道府県でさらに次の方向性を示す事例がたくさんあるのです。そこで、他都市の庁舎における喫煙の実施状況について人材育成・職員健康担当部長に伺います。

◎（小澤人材育成・職員健康担当部長） 国の補助金を活用しました調査研究の報告書によれば、平成 27 年 3 月時点で、都道府県の 1 自治体が敷地内禁煙、32 自治体が建物内禁煙です。政令市では 2 自治体が敷地内禁煙、9 自治体が建物内禁煙です。また勤務時間内の喫煙については、都道府県のうち 1 自治体、政令市のうち 3 自治体が禁止しております。そのうちの大阪市について、ホームページに掲載されている資料を拝見すると、職員の健康の保持増進と快適な職場環境の形成のより一層の推進という目的から、平成 22 年に勤務時間内禁煙を実施されたようでございます。

◆（加納委員） 本庁舎の職員向けの喫煙所が実は屋上にあるのです。したがって、それぞれの職場から喫煙所までの往復移動時間、そして実質喫煙時間を含めると、おおむね 10 分程度かかるのではないかと思います。それが 1 日 6 本吸いに行くと、約 1 時間になってしまう。そのために喫煙者と禁煙者では実際の勤務従事時間について格差が生じることになり、職員間での不公平感につながっているのではないかと思います。

そこで、勤務時間の公平性の観点から、勤務時間中の喫煙時間をどのように捉えているのか、局長に伺います。

◎（山隈総務局長） 公務員の服務関係に関する国の解説書によりますと、喫煙は、本来は休憩時間等所定の時間に所定の喫煙場所でされるべきものであり、なるべく喫煙嗜好をとどめることが望まれる社会情勢にあること等を考慮するならば、喫煙する職員は喫煙場所での喫煙でもできるだけ短時間かつ回数減に努めるべきものとされております。したがって、委員御指摘の勤務時間の公平性という観点からも、勤務時間中の喫煙時間はできるだけ短くすることが望ましいと考えております。

◆（加納委員） 実は平成 27 年度の定期健康診断受診者数のうち、問診票があるのですけれども、そこにたばこのことが書いてあって、たばこを吸うを選択した人が約 4000 人、そして、本市の企業局などを除く市長部局の職員の喫煙率は約 16.7%、随分下がりました。経営責任職の喫煙率は約 14.1%と伺います。実は横浜市と健康福祉局、横浜市と禁煙、疾患は何かという、ニコチン依存症、禁煙と疾患啓発活動に関する協定を締結した製薬社会のファイザーのホームページには、喫煙による労働時間の損失を賃金ロスとして試算できるソフトがあるのです。そこに例えば今回の問診票のたばこを吸うを選択した人、約 4000 人が勤務時間中に喫煙、1 日 1 時間では余りにも大き過ぎるので、1 日 35 分として実はそこには想定されている。仮定して、局から聞いた 1 時間当たりの単価、平均値などで試算した場合、賃金ロスは何と年間 15 億 4000 万円にもなる。また 1 年で合計すると、約 19 日間、年休以外に休んだことにもなってしまうという試算が実はあるのです。職員の健康管理や勤務時間の公平性、費用対効果の観点から考えると、より積極的に職員の禁煙に対する支援を図っていくこと、業務時間内の喫煙については是正していくことが必要ではないかと思いますが、改めて職員の健康管理や勤務時間の公平性の観点から、勤務時間内における職員の喫煙について今後どのように取り組んでいくのか、局長に伺います。

◎（山隈総務局長） 喫煙は、受動喫煙も含めまして、健康を損なうリスクが高い生活習慣でございます。そのため、健康づくりの取り組みとして、職員向けイントラネットでの情報提供や研修などさまざまな機会を捉えて禁煙の必要性を周知するとともに、禁煙相談会などにより喫煙者の禁煙への取り組みを引き続き支援します。また、今後は、今勤務時間内の喫煙について御指摘がございましたが、喫煙する場合はできるだけ始業前、あるいは昼休み、終業後とするよう伝えるとともに、勤務時間中の喫煙はできるだけ減らすように全市的に周知してまいりたいと思います。

◆（加納委員） 副市長、全市的な立場から御見解を下さい。

◎（渡辺副市長） この問題は加納委員から何度か御指摘いただいております。これは職員の健康面や勤務時間に



与える影響、それから市民の皆様、納税者である市民の皆様が私ども公務員の働きぶりについて厳しい目でごらんになっていること、こうした点をきちんと踏まえて議論をし、対応していかなければならない問題だと考えております。今、局長が答弁いたしましたとおり、職員向けの喫煙による健康を損なうリスクに関する情報提供や禁煙の支援、勤務時間内の喫煙を減らすことの周知、こうしたことを職場全体で共通認識を持ってしっかりと改めて進めてまいりたいと思っております。また、これは市長部局の問題だけではありません。私が先頭に立って、水道局や交通局なども含めて全庁的に議論をして対応を検討してまいります。

◆（加納委員） ありがとうございます。

次に、地域防災拠点における段ボールベッドの導入についてお伺いいたします。

私は地域防災拠点の機能強化として段ボールベッドの活用を提案してまいりました。ここでスライドをご覧ください。これは避難所で雑魚寝です。次に、これが段ボールベッドの全体像です。

そこで、段ボールベッドというのは大変優秀で、非常に機能もよくできています。そこで、地域防災拠点における段ボールベッドの導入に向けた現在の状況について、私もずっと提案、要望してきましたけれども、現在の状況について危機管理部長に伺います。

◎（松原危機管理部長） 東日本の段ボール製造業者の団体である東日本段ボール工業組合と災害時の供給協力につきまして、昨年からの協定締結に向けた協議を進めております。現在、東日本段ボール工業組合において、発災時の段ボールベッドの供給方法のシミュレーションやそのシミュレーションを踏まえた協定案文の作成を行っており、平成 28 年度の早い時期までに協定を締結したいと考えております。

◆（加納委員） ぜひお願いいたします。地域防災拠点における段ボールベッドの活用についてどのように考えているのか、危機管理室長に伺います。

◎（中山危機管理室長） 段ボールベッドは、委員いつもおっしゃっているように、避難生活が長期にわたる場合、エコノミークラス症候群の予防策として有効である。また、ベッドを使用することで起き上がりが楽になり、体を動かしやすくなることから、足腰の弱った方の寝たきり防止にも役立つ。これらのことから、高齢者や要援護者などの災害弱者の方々を中心に活用していくことを考えております。

◆（加納委員） ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、防災用屋外スピーカーの件について御質問します。

瀬谷区瀬谷六丁目及びその周辺地域に整備を行う理由を教えてください。

◎（中山危機管理室長） 優先すべき候補地として、過去の浸水被害の規模や水防警報の頻度、洪水時に想定される浸水深などを勘案して対象を絞りました。その中で、平成 26 年 10 月 5 日の台風 18 号で大きな浸水被害が発生した瀬谷区瀬谷六丁目及び周辺の境川沿いの浸水想定区域を最優先で整備すべき地域に選定いたしましたところでございます。

◆（加納委員） 屋外スピーカーの名称はまちまちなのです。これはしっかり統一してくれませんか。いかがでしょうか。

◎（中山危機管理室長） 防災用屋外スピーカーは、例えば津波警報伝達システム、あるいは緊急警報伝達システムなど異なる名称で呼ばれています。また本市では、例えば市庁舎と区役所を結ぶ行政間の無線を防災行政無線と呼ぶなどわかりにくい面がございます。今後は統一できるものは統一して、市民にわかりやすい名称での運用について

て検討を行っていきます。

◆（加納委員） 終わります。

---